

## 公立大学法人青森公立大学公的研究費不正防止対策室に関する要綱

平成27年 3月30日制定  
改正 令和 4年 3月17日  
改正 令和 8年 4月 1日

(趣旨)

第1条 この要綱は、本学における公的研究費の取扱いに関する規程（以下「規程」という。）第11条の規定に基づき、公立大学法人青森公立大学公的研究費不正防止対策室（以下「不正防止対策室」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(室員)

第2条 規程第14条第1項の別に定める職員は、次に掲げる職員をもって充てる。

- (1) 総務企画グループリーダー
- (2) 地域連携センター事務長
- (3) 地域連携チームリーダー
- (4) 地域連携チーム公的研究費担当者
- (5) その他室長が必要と認める者

(不正防止計画の策定)

第3条 不正防止対策室は、研究費の不正使用に関する要因を調査・把握及び体系的に整理し、優先的に取り組む事項を中心とした不正防止計画を策定し、最高管理責任者の承認を得るものとする。

(不正防止計画の推進)

第4条 不正防止対策室は、不正防止計画を公表するとともに、不正防止計画の実施を推進し、進捗状況の把握・管理に努める。

(不正防止に関する啓発)

第5条 不正防止対策室は、構成員に対して不正防止に関する啓発を実施する。

(不正防止に関する研修)

第6条 不正防止対策室は、毎年度、公的研究費の管理・運営に関わる全ての構成員を対象に不正防止に関する研修を行い、行動規範や不正防止対策に関する方針及びルール等の周知・徹底を図る。

(コンプライアンス意識の浸透度調査及び推進)

第7条 不正防止対策室は、毎年度、第6条に定める研修会開催時に行動規範や不正防止対策に関する方針及びルール等の理解度の調査を行い、ルールの形骸化やルールを遵守できない事情等がないか把握に努めなければならない。

2 前項の調査結果は、速やかに最高管理責任者へ報告するものとする。

3 最高管理責任者は、報告により問題点が発見された場合は、自らの責任により不正防止対策室へ問題点を解決する旨の指示をするものとする。

(連携)

第8条 不正防止対策室は、内部監査班及び監事と密接な連携を図って、業務を遂行するものとする。

(事務)

第9条 不正防止対策室に関する事務は、総務企画グループにおいて処理する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から実施する。

附 則（令和4年3月17日）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和8年4月1日）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。